



令和2(2020)年度以降 公認C級審判員審査について

2020年2月1日

(公財) 日本ハンドボール協会審判本部

1 平成30年7月1日改正公認審判員規程および審査指導委員会通達より

(1) 公認審判員規程

(上級申請の要件)

第6条(1) C級の審査を受ける場合には、D級を取得してから満1年を経えていなければならない(申請時に満1年を経えていなくてもよい)。

(C級の申請)

第7条 C級を申請する公認審判員は、所定の公認C級審判員申請書に手帳と別表1の審査料・認定料をそえて各都道府県審判委員会に提出する。各都道府県審判委員会は、提出された公認C級審判員申請書と手帳の記入内容を確認し、**筆記試験による審査**を経て、審査料・認定料とともに、各都道府県審判長の推薦書をそえて、各ブロック審判長に申請する。

(C級の審査と登録)

第8条 各ブロック審判長は、C級申請者を審査して認定する。手帳に必要事項を記入・押印し、各都道府県審判委員会へ返送することにより、C級審判員として認定されたことを通知する。

各ブロック審判長は、公認審判員認定者名簿(C級用)を1部作成し、認定料をそえて本協会に毎年5月31日までに報告する。本協会は、公認C級審判員として登録する。

(2) 審査指導委員会通達

- (3) C級の申請に関しては、**申請年度の前年度**(例えば2018年5月に申請する場合は、2017年度のこと)**に公式試合を担当**しておかなければならない。また、**申請までに筆記試験に合格**しておかなくてはならない。

2 C級審査における筆記試験の追加にともない、申請・審査の手順について、下記の通り定める。

- ① 1月審判合同会議にて、次年度用 D 級および C 級以上の上級審判員申請書、および C 級審査用の競技規則試験問題（令和 2 年度より 1 パターンのみ）をブロック審判長へ配布する。
- ② 2月上旬を目処に申請書および C 級審査用の競技規則問題を日本協会 HP に掲載する。
- ③ 各ブロック審判長は、所属都府県審判長に申請用紙および C 級審査用の競技規則問題を配付し、申請手続の手順について、この用紙をもとに説明する。
- ④ C 級申請者は、ブロックまたは各都府県、各連盟における審判講習会にて、競技規則試験を受ける。所要時間は 20 分とする。
- ⑤ 筆記試験は正答数の 60 %以上 (33 点以上の正答) とする。60 %に満たない場合は、申請者の意思があれば追試験を受けることができる。追試験は同日に行うこともできるが、別日の場合は責任ある立場（ブロック、都道府県審判長、各都道府県における連盟審判長等）の立ち会いのもとに行わなければならない。追試験の回数は問わない。
- ⑥ 筆記試験に合格した者のみ、手帳、申請書、審査料・認定料を添えてブロック審判長へ提出する。その際、C 級審判申請書の推薦書の欄に筆記試験実施日および合格時の点数を記載する。
- ⑦ ブロック審判長は、ブロックとりまとめの C 級認定者名簿に点数を記載し、日本協会宛に所定の手続きを行う。
- ⑧ ④⑤⑥⑦については、所定の期間（5 月 31 日まで）に完了しなければならない。

3 趣旨の再確認

C 級からはブロック大会への担当が許される。各ブロックの大会には全国大会への予選も含まれる。したがって、審判講習会への受講に加え、前年度に公式試合を担当していること、ある程度の競技規則を理解していることが求められる。

※これにともない、「D 級審判員の目標」「公認 C 級審判員申請書」「C 級審判員認定者名簿」の内容を変更している。